

別紙 1

陸上交通様式第 1 (日本産業規格 A 列 4 番)

五地交通第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 五條市地域公共交通会議
住 所 奈良県五條市岡口 1 丁目 3 番 1 号
代表者氏名 会長 福塚 勝彦

地域公共交通計画変更届出書

令和 7 年 9 月 2 5 日付け国総地第 1 4 4 号で国土交通大臣より認定された地域公共交通計画を以下のとおり変更するので、関係書類を添えて届出します。

○ 変更日

令和 8 年 7 月 21 日

○ 変更箇所

別表 1 中
運行系統名
計画運行日数
計画運行回数
補助対象地域間幹線系統等と接続の確保

○ 変更理由

市内公共交通の結節点であった「五條バスセンター」が閉鎖され、ターミナル機能が「五条駅」に移転され、既存の運行系統に変更が生じるため。

※近畿運輸局への提出後において、計画の基本的な考え、方向性に影響のない変更・修正がある場合は、事務局に一任願います

令和 7 年 6 月 2 4 日

（名称）五條市地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

五條市は奈良県南部に位置し、大きく分けて北部の市街地エリアと南部の広大な山間エリアがあるが、市全体として人口減少、高齢化が進んでおり、交通弱者の移動手段の確保と地域活力の維持・向上が課題となっている。それら課題への対応のため、「市内・市外を問わず、様々な人が交流する拠点を繋ぐ地域公共交通網」と「市民の日常生活を支え、安心して暮らすことができる交通環境」を目指し、それらによる『市の活力を支える地域公共交通ネットワークの実現』を将来像とし、地域公共交通確保維持事業を活用することによりフィーダー系統（コミュニティバス等）を確保し、市内を縦断する幹線系統（広域路線バス）と効果的に接続させ、将来に渡って持続可能な公共交通網の確保・維持に努める。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（1）事業の目標

令和 8 年度（令和 7 年 1 0 月 1 日～令和 8 年 9 月 3 0 日）においては、令和 3 年 1 1 月 1 0 日に実施した市庁舎移転を契機とした地域公共交通網の再編後のコミュニティバス等の運行について、同事業を活用のうえ、継続的な運行の維持・確保に取り組む。

令和 9 年度以降も同様に同補助金を活用し、継続的な運行の維持・確保に取り組む。

年 度	目 標	効 果
令和 8 年度	公共交通による交通空白地域の改善と移動手段の確保・維持	国庫補助制度を活用することによって、市内のコミュニティバス等の運行が確保される。
令和 9 年度		
令和 10 年度		

【数値目標（※）】

運行系統名	利用者数	運賃収入	市負担額	一人当たり市負担額
コミュニティバス五條コース 五条駅・田園方面ライン 南奈良総合医療センター通院ライン	84,700 人 以上	7,801 千円 以上	36,136 千円 以下	416 円 以下
ゴーちゃんタクシー 牧野方面コース、北宇智方面コース、 二見方面コース	3,600 人 以上	715 千円 以上	6,003 千円 以下	1,617 円 以下

（※）目標値のうち、一人当たり市負担額は第二次ゴーちゃん交通計画（五條市地域公共交通計画）の目標値と整合

（計画書 P33 及び【資料】第 2 次ゴーちゃん交通計画目標値 参照）

（※）第 2 次ゴーちゃん交通計画（五條市地域公共交通計画）は令和 8 年度までの計画であるが、現時点では実績等に基づく新たな指標の作成が未確定のため、定量的な指標として令和 9 年度、令和 1 0 年度の目標としても使用する。

（２）事業の効果

当該運行系統を維持することにより、沿線地域の住民の通院や買い物等の日常生活のため移動手段が確保される。特に、南奈良総合医療センター通院ラインは、五條バスセンターにおいて路線バスと接続させていることにより、五條市民のみならず、南部の十津川村等の住民にとっても南奈良総合医療センターへの通院に利用できる路線となっている。

３． ２． の目標を達成するために行う事業及びその実施主体**【利便性向上と利用促進に向けた事業】**

- ・ダイヤ調整による交通モード間での相互連携 （実施主体：五條市、交通事業者）
- ・利用者等の要望に基づく停留所の増設 （実施主体：五條市、交通事業者）
- ・運転免許自主返納への特典制度の継続 （実施主体：五條市、交通事業者）
- ・イベント等において公共交通利用促進に向けた催しや乗り方教室等の実施
（実施主体：五條市、奈良県警察本部、交通事業者）
- ・自治会等を通じた地域公共交通の周知 （実施主体：五條市）
- ・意見交換等を通じた住民ニーズの把握 （実施主体：五條市）

４． 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

「表１」を添付。

５． 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る以下の路線については、その運行に係る費用総額 62,399 千円のうち、五條市から運行事業者には、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

- ・ゴーちゃんバス
五條駅・田園方面ライン （８系統）
南奈良総合医療センター通院ライン （２系統）
- ・ゴーちゃんタクシー
牧野方面コース
北宇智方面コース
二見方面コース
計 １３系統

６． ２． の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・利用者数や数値について、第二次ゴーちゃん交通計画（五條市地域公共交通計画）で定める数値指標に基づくモニタリング、評価を地域公共交通会議等で実施。

７． 別表１の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日１日当たりの運行回数が３回以上で足りると認めた系統の概要**【地域間幹線系統のみ】**

該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表5を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

- ・令和6年6月26日 第42回五條市地域公共交通会議開催
令和5年度市内地域公共交通利用実績について報告・協議
市内地域公共交通網の停留所増設について協議・承認
五條市地域公共交通設置要綱の一部改正について協議、承認
自家用有償旅客運送運行路線の分割について協議・承認
令和7年度地域公共交通計画認定申請について協議・承認
- ・令和6年8月20日 五條市地域公共交通会議書面開催
奈良交通路線バス「八木新宮線特急やまかぜ系統」の経路変更等について協議・承認
- ・令和7年2月21日 第43回五條市地域公共交通会議 開催
市営公共交通に関する利用者負担の軽減について、令和7年度から1年間実施することを報告・協議
令和6年度に実施した住民ワークショップ（意見交換会）に関する概要報告
コミュニティバス大塔コースの運行形態の変更等について協議・承認
自家用有償旅客運送の登録内容について協議・承認
- ・令和7年6月20日 第44回五條市地域公共交通会議開催
令和6年度市内地域公共交通利用実績について報告・協議
中心市街地活性化事業の進捗について報告・協議
令和8年度地域公共交通計画認定申請について協議・承認
- ・令和8年2月24日 第45回五條市地域公共交通会議 開催
市営公共交通に関する利用者負担の軽減について、令和8年度から1年間実施することを報告・協議
中心市街地活性化事業の進捗について報告・協議
令和7年度に実施した改善の取組（勉強会の実施、地区ごとの停留所増設に関する説明会、意見交換会）に関する概要の報告・協議
予約制乗合タクシー（ゴーちゃんタクシー）の停留所の増設について協議・承認
- ・令和8年6月24日 五條市地域公共交通会議開催
令和9年度地域公共交通計画認定申請について協議
令和8年度地域公共交通計画の変更届出の協議

19. 利用者等の意見の反映状況

・令和6年6月26日開催の第42回五條市地域公共交通会議において、利用者及び地元自治会からの要望等を反映する形での停留所増設案の提示、協議を行い承認。

令和6年8月1日から停留所を増設し運行を行う。

ゴーちゃんタクシー（路線型） 3箇所増設
（区域型） 地域の停留所 2箇所増設

合計 5箇所増設

・令和6年6月26日開催の第42回五條市地域公共交通会議において、コミュニティバス西吉野コースの路線の一部を分割。

・令和6年8月27日～11月16日

地域公共交通を取り巻く状況の理解を深めることや、五條市を運行するコミュニティバス等の周知、地区ごとのニーズやお困り事などを把握する目的から、市内各地区でのワークショップ（意見交換会）を実施。

7回開催：参加数：114名

・意見交換会の内容をもとに、コミュニティバス大塔コースの運行形態の変更。

令和7年2月21日開催の第43回五條市地域公共交通会議において、協議を行い承認。令和7年4月1日から運行開始。

令和8年2月24日開催の第45回五條市地域公共交通会議において、利用者及び地元自治会からの要望等を反映する形での停留所増設案の提示、協議を行い承認。

令和8年4月1日から停留所を増設し運行を行う。

ゴーちゃんタクシー（区域型） 地域の停留所 9箇所増設

・令和7年11月27日～令和8年3月23日

前年度に実施した地域での意見交換会結果を踏まえ、一部地区で停留所の増設や新たな形態での運行を検討。素案に関する説明や、地域にとって使いやすい停留所等を自治会毎で考えていただき、その実現にむけ意見交換を実施。

20. 大淀町の地域公共交通計画に位置づけられない理由

通院ライン A・B 系統は、大淀町に跨がる系統であるが、以下の理由から大淀町の地域公共交通計画には位置付けない。

①主に五條市の住民が大淀町内にある拠点病院「南奈良総合医療センター」にアクセスするための路線であり、大淀町は補助系統に係る費用負担を行っていない。

②大淀町民の利用も可能であるが、大淀町として地域公共交通計画に位置づけるべき生活交通では無い。

③大淀町は当該系統について、補助申請を行わない。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所） 奈良県五條市岡口1丁目3番1号

（所 属） 五條市地域公共交通会議事務局

五條市 市長公室 企画政策課

公共交通推進室

（氏 名） 公共交通推進係 窪 勇人

（電 話） 0747-22-4001

（e-mail） koutsuu@city.gojo.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

令和8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 （申請番号）	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画運 行回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 （別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 （別表7・9）	補助対象地域間幹線 系統等と接続の確保	基準ホで該 当する要件 （別表7のみ）
五 條 市	奈良交通 株式会社	(1) 南奈良総合医療 センター通院ラインA	五條バス センター	居伝町・南奈 良総合医療セ ンター	福神駅	往10.3km 復10.3km	359日	959.0回			路線定期運行	①、 ②(1)	五條バスセンターで補 助対象地域間幹線系統 「八木新宮線」「高田五 條線」と接続する。(近 接)	③
		(2) 南奈良総合医療 センター通院ラインB	五條バス センター	エルパティン・南 奈良総合医療 センター	福神駅	往10.0km 復10.0km	359日	1319.0回			路線定期運行	①、 ②(1)		③
		(3) 五条駅・田園方面 ラインA	五条駅 北口	田園三丁目	田園五 丁目	往 4.1km 復 4.1km	365日	662.5回			路線定期運行	①、 ②(1)	五条駅北口で補助対象 地域間幹線系統「八木 新宮線」と接続する(近 接)	③
		(4) 五条駅・田園方面 ラインB	五条バス センター	五条駅・五条 市役所	田園五 丁目	往 5.8km 復 5.8km	365日	1215.0回			路線定期運行	①、 ②(1)		③
		(5) 五条駅・田園方面 ラインC	五条バス センター	五条駅・五条 市役所	なつみ台 二丁目	往 9.2km 復 8.9km	240日	720.0回			路線定期運行	①、 ②(1)	五条バスセンターで補 助対象地域間幹線系統 「八木新宮線」「高田五 條線」と接続する。(近 接)	③
		(6) 五条駅・田園方面 ラインD	五条バス センター	五条市役所・ 五条駅北口	田園五 丁目	往 6.5km	240日	120.0回			路線定期運行	①、 ②(1)		③
		(7) 五条駅・田園方面 ラインE	なつみ台 二丁目	田園五丁目・ 五条駅北口・ 五条市役所	五条バス センター	往 10.8km	240日	120.0回			路線定期運行	①、 ②(1)		③
		(8) 五条駅・田園方面 ラインF	五条駅 北口	田園三丁目・ 田園五丁目	なつみ台 二丁目	往 8.7km	240日	120.0回			路線定期運行	①、 ②(1)		③
		(9) 五条駅・田園方面 ラインG	五条駅 北口	田園三丁目・ 田園四丁目	五条駅 北口	往 5.6km (循環)	240日	240回			路線定期運行	①、 ②(1)	五条駅北口で補助対象 地域間幹線系統「八木 新宮線」と接続する(近 接)	③
		(10) 五条駅・田園方面 ラインH	五条駅 北口	田園三丁目・ 田園四丁目・ 五条駅北口	五条バス センター	往 8.0km	125日	62.5回			路線定期運行	①、 ②(1)		③
	株式会社 野原タクシー	(11) ゴーちゃんタクシー 牧野方面コース	牧野地 区及び 岡町の 一部	牧野地区及 び岡町の一 部	五条バス センター 外	往 km 復 km	240日	1,012.0回			区域運行	①、 ②(1)	五条バスセンターで地域間 幹線補助系統「八木新宮 線」「高田五條線」と接続す る。(近接)	③
		(12) ゴーちゃんタクシー 北宇智方面コース	北宇智 地区及 び岡町、 今井町 の一部	北宇智地区 及び岡町、 今井町の一 部	五条バス センター 外	往 km 復 km	240日	702.0回			区域運行	①、 ②(1)	五条バスセンターで地域間 幹線補助系統「八木新宮 線」「高田五條線」と接続す る。(近接)	③
	五條二見交通株 式会社	(13) ゴーちゃんタクシー 二見方面コース	二見、新 町地区 及び本 町、阪 合部地 区	二見、新町 地区及び本 町、阪合部 地区の一部	五条バス センター 外	往 km 復 km	240日	1,524.0回			区域運行	①、 ②(1)	五条バスセンターで地域間 幹線補助系統「八木新宮 線」「高田五條線」と接続す る。(近接)	③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

令和8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域 間幹線系統等と 接続の確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
		(1) 南奈良総合医療 センター通院ラインA (R7.10.1～R8.7.20)	五條バス センター	居伝町・ 南奈良総 合医療セ ンター	福神駅	往10.3km 復10.3km	287日	767.0回		路線定期運 行	①、 ②(1)	五條バスセンターで 補助対象地域間幹 線系統「八木新宮 線」「高田五條線」と 接続する。(近接)	③
		(2) 南奈良総合医療 センター通院ラインB (R7.10.1～R8.7.20)	五條バス センター	エルベタ ン・南奈良 総合医療 センター	福神駅	往10.0km 復10.0km	287日	1055.0回		路線定期運 行	①、 ②(1)	五條バスセンターで 補助対象地域間幹 線系統「八木新宮 線」「高田五條線」と 接続する。(近接)	③
		(3) 五条駅・田園方面 ラインA (R7.10.1～R8.7.20)	五条駅北 口	田園三丁 目	田園五 丁目	往 4.1km 復 4.1km	293日	530.5回		路線定期運 行	①、 ②(1)	五条駅北口で補助 対象地域間幹線系 統「八木新宮線」と 接続する(近接)	③
		(4) 五条駅・田園方面 ラインB (R7.10.1～R8.7.20)	五條バス セン ター	五条駅・ 五條市役 所	田園五 丁目	往 5.8km 復 5.8km	293日	975.0回		路線定期運 行	①、 ②(1)		③
		(5) 五条駅・田園方面 ラインC (R7.10.1～R8.7.20)	五條バス セン ター	五条駅・ 五條市役 所	なつみ 台二丁 目	往 9.2km 復 8.9km	192日	576.0回		路線定期運 行	①、 ②(1)	五條バスセンターで 補助対象地域間幹 線系統「八木新宮 線」「高田五條線」と 接続する。(近接)	③
		(6) 五条駅・田園方面 ラインD (R7.10.1～R8.7.20)	五條バス セン ター	五條市役 所・五条 駅北口	田園五 丁目	往 6.5km	192日	96.0回		路線定期運 行	①、 ②(1)	五條バスセンターで 補助対象地域間幹 線系統「八木新宮 線」「高田五條線」と 接続する。(近接)	③
		(7) 五条駅・田園方面 ラインE (R7.10.1～R8.7.20)	なつみ 台二丁 目	田園五丁 目・五条 駅北口・ 五條市役 所	五條バス セン ター	往 10.8km	192日	96.0回		路線定期運 行	①、 ②(1)		③
		(8) 五条駅・田園方面 ラインF (R7.10.1～R8.7.20)	五条駅北 口	田園三丁 目・田園 五丁目	なつみ 台二丁 目	往 8.7km	192日	96.0回		路線定期運 行	①、 ②(1)		③
		(9) 五条駅・田園方面 ラインG (R7.10.1～R8.7.20)	五条駅北 口	田園三丁 目・田園 四丁目	五条駅 北口	往 5.6km (循環)	192日	192回		路線定期運 行	①、 ②(1)	五条駅北口で補助 対象地域間幹線系 統「八木新宮線」と 接続する(近接)	③
		(10) 五条駅・田園方面 ラインH (R7.10.1～R8.7.20)	五条駅北 口	田園三丁 目・田園 四丁目・ 五条駅北 口	五條バス セン ター	往 8.0km	101日	50.5回		路線定期運 行	①、 ②(1)		③

五條市

奈良交通
株式会社

(1)-2	南奈良総合医療 センター通院ラインA (R8.7.21～R8.9.30)	五条駅	居伝町・ 南奈良総 合医療セ ンター	福神駅	往10.7km 復10.7km	72日	192.0回		路線定期運 行	①、 ②(1)	五条駅で補助対象 地域間幹線系統「八 木新宮線」「高田五 條線」と接続する。 (近接)	③
(2)-2	南奈良総合医療 センター通院ラインB (R8.7.21～R8.9.30)	五条駅	エルパ ン・南奈良 総合医療 センター	福神駅	往10.4km 復10.4km	72日	264.0回		路線定期運 行	①、 ②(1)		③
(3)-2	五条駅・田園方面 ラインA (R8.7.21～R8.9.30)	五条駅 北口	田園三丁 目	田園五 丁目	往 4.1km 復 4.1km	72日	156.0回		路線定期運 行	①、 ②(1)	五条駅北口で補助 対象地域間幹線系 統「八木新宮線」と 接続する(近接)	③
(4)-2	五条駅・田園方面 ラインB (R8.7.21～R8.9.30)	五条駅	五條市役 所	田園五 丁目	往 5.4km 復 5.4km	72日	240.0回		路線定期運 行	①、 ②(1)		③
(5)-2	五条駅・田園方面 ラインC (R8.7.21～R8.9.30)	五条駅	五條市役 所	なつみ 台二丁 目	往 8.8km 復 8.5km	48日	144.0回		路線定期運 行	①、 ②(1)	五条駅で補助対象 地域間幹線系統「八 木新宮線」「高田五 條線」と接続する。 (近接)	③
(7)-2	五条駅・田園方面 ラインE (R8.7.21～R8.9.30)	なつみ 台二丁 目	田園五丁 目・五条 駅北口・ 五條市役 所	五条駅	往 11.0km	48日	24.0回		路線定期運 行	①、 ②(1)		③
(8)-2	五条駅・田園方面 ラインF (R8.7.21～R8.9.30)	五条駅 北口	田園三丁 目・田園 五丁目	なつみ 台二丁 目	往 8.7km	48日	24.0回		路線定期運 行	①、 ②(1)		③
(9)-2	五条駅・田園方面 ラインG (R8.7.21～R8.9.30)	五条駅 北口	田園三丁 目・田園 四丁目	五条駅 北口	往 5.6km (循環)	48日	48回		路線定期運 行	①、 ②(1)	五条駅北口で補助 対象地域間幹線系 統「八木新宮線」と 接続する(近接)	③
(10)-2	五条駅・田園方面 ラインH (R8.7.21～R8.9.30)	五条駅 北口	田園三丁 目・田園 四丁目・ 五条駅北 口	五条駅	往 8.2km	24日	12.0回		路線定期運 行	①、 ②(1)		③

株式会社 野原タクシー	(11) ゴーちゃんタクシー 牧野方面コース	牧野地区及び岡町の一部	牧野地区及び岡町の一部	五條バスセンター 外	往 km 復 km	240日	1,012.0回		区域運行	①、 ②(1)	五条駅で地域間幹線補助系統「八木新宮線」「高田五條線」と接続する。(近接)	③
	(12) ゴーちゃんタクシー 北宇智方面コース	北宇智地区及び岡町、今井町の一部	北宇智地区及び岡町、今井町の一部	五條バスセンター 外	往 km 復 km	240日	702.0回		区域運行	①、 ②(1)	五条駅で地域間幹線補助系統「八木新宮線」「高田五條線」と接続する。(近接)	③
五條二見交通株式会社	(13) ゴーちゃんタクシー 二見方面コース	二見、新町地区及び本町、阪合部地区の一部	二見、新町地区及び本町、阪合部地区の一部	五條バスセンター 外	往 km 復 km	240日	1,524.0回		区域運行	①、 ②(1)	五条駅で地域間幹線補助系統「八木新宮線」「高田五條線」と接続する。(近接)	③

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

令和9年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
五條市	奈良交通 株式会社	(1) 南奈良総合医療 センター通院ラインA	五条駅	居伝町・ 南奈良総 合医療セ ンター	福神駅	往10.7km 復10.7km	359日	964.0回		路線定期運 行	①、 ②(1)	五条駅で補助対象地 域間幹線系統「八木 新宮線」「高田五條 線」と接続する。(近 接)	③
		(2) 南奈良総合医療 センター通院ラインB	五条駅	エルベ・タ ウン・南奈 良総合医 療セ ンター	福神駅	往10.4km 復10.4km	359日	1327.0回		路線定期運 行	①、 ②(1)	五条駅で補助対象地 域間幹線系統「八木 新宮線」と接続する。 (近接)	③
		(3) 五条駅・田園方面 ラインA	五条駅 北口	田園三丁 目	田園五 丁目	往 4.1km 復 4.1km	365日	787.5回		路線定期運 行	①、 ②(1)	五条駅北口で補助対 象地域間幹線系統 「八木新宮線」と接続 する(近接)	③
		(4) 五条駅・田園方面 ラインB	五条駅	五條市役 所	田園五 丁目	往 5.4km 復 5.4km	365日	1216.0回		路線定期運 行	①、 ②(1)	五条駅で補助対象地 域間幹線系統「八木 新宮線」「高田五條 線」と接続する。(近 接)	③
		(5) 五条駅・田園方面 ラインC	五条駅	五條市役 所	なつみ 台二丁 目	往 8.8km 復 8.5km	242日	726.0回		路線定期運 行	①、 ②(1)	五条駅で補助対象地 域間幹線系統「八木 新宮線」「高田五條 線」と接続する。(近 接)	③
		(6) 五条駅・田園方面 ラインE	なつみ 台二丁 目	田園五丁 目・五条 駅北口・ 五條市役 所	五条駅	往 11.0km	242日	121.0回		路線定期運 行	①、 ②(1)		③
		(7) 五条駅・田園方面 ラインF	五条駅 北口	田園三丁 目・田園 五丁目	なつみ 台二丁 目	往 8.7km	242日	121.0回		路線定期運 行	①、 ②(1)		③
		(8) 五条駅・田園方面 ラインG	五条駅 北口	田園三丁 目・田園 四丁目	五条駅 北口	往 5.6km (循環)	242日	242回		路線定期運 行	①、 ②(1)	五条駅北口で補助対 象地域間幹線系統 「八木新宮線」と接続 する(近接)	③
		(9) 五条駅・田園方面 ラインH	五条駅 北口	田園三丁 目・田園 四丁目・ 五条駅北 口	五条駅	往 8.2km	124日	62.0回		路線定期運 行	①、 ②(1)		③

	株式会社 野原タクシー	(10) ゴーちゃんタクシー 牧野方面コース	牧野地区及び岡町の一部	牧野地区及び岡町の一部	五條バスセンター 外	往 km 復 km	242日	898.0回		区域運行	①、 ②(1)	五条駅で地域間幹線補助系統「八木新宮線」「高田五條線」と接続する。(近接)	③
		(11) ゴーちゃんタクシー 北宇智方面コース	北宇智地区及び岡町、今井町の一部	北宇智地区及び岡町、今井町の一部	五條バスセンター 外	往 km 復 km	242日	890.0回		区域運行	①、 ②(1)	五条駅で地域間幹線補助系統「八木新宮線」「高田五條線」と接続する。(近接)	③
	五條二見交通株式会社	(12) ゴーちゃんタクシー 二見方面コース	二見、新町地区及び本町、阪合部地区の一部	二見、新町地区及び本町、阪合部地区の一部	五條バスセンター 外	往 km 復 km	242日	1,504.0回		区域運行	①、 ②(1)	五条駅で地域間幹線補助系統「八木新宮線」「高田五條線」と接続する。(近接)	③

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。